

# 令和2年度 経済産業省行政事業レビュー行動計画

令和2年5月  
経済産業省

## 1. 行政事業レビューの対象

行政事業レビュー（以下「レビュー」という）は、原則として、令和元年度に実施した事業を対象に、その実績に基づいて実施する。ただし、事務的経費、人件費等は除く。

また、国からの資金交付により新設又は積み増しされた基金（以下「基金」という）等について、適切な管理に向けた取組等を実施する。

## 2. 実施体制

### (1) 経済産業省行政事業レビュー推進チーム

経済産業省におけるレビューを実施するため、経済産業省行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という）を設置する。チームは、事業主管課室長が行ったレビューを点検し、点検結果をチームの所見の形で取りまとめ、公表する。チームの体制は以下とする。

統括責任者 : 大臣官房長

統括責任者代行 : 大臣官房政策立案総括審議官

副統括責任者 : 大臣官房会計課長

メンバー : 各局等政策調整官

### (2) 経済産業省行政事業レビュー外部有識者会合

外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むため、複数の外部有識者によって構成される経済産業省行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という）を設置し、点検を実施する。外部有識者会合のメンバーリストは経済産業省 HP において公表する。なお、新型コロナウイルス感染症の流行のため、今年度の外部有識者会合は書面にて開催する。

### 3. レビューの実施方法及び担当者

- (1) 事業主管課室長は、自らが主管する事業について、現場確認等の手段により支出先や費目・用途を十分に把握し、事業目的が効率的かつ有効に果たされることとなっているか等の観点からレビューを行うとともに、同結果に基づき行政事業レビューシートの作成を行う。その際、チームのメンバーは、適切なレビュー及び行政事業レビューシートの作成が行われるよう事業主管課室長を指導する。なお、作成したレビューシートについては、原則、7月下旬までに経済産業省 HP において公表する（中間公表）。
- (2) チームは、「行政事業レビュー実施要領（令和2年3月27日改正）」第2部 2（3）に基づき外部有識者に点検を求める事業を選定し、外部有識者会合を書面にて開催し意見を聴くこととする。外部有識者は、点検を担当する事業について、事業主管課室長が作成した行政事業レビューシートに基づき、改善すべき点や検討すべき課題を書面にて提案する。
- (3) 例年、「行政事業レビュー実施要領（令和2年3月27日改正）」第2部 3に基づき実施している公開プロセスについては、新型コロナウイルス感染症の流行及びそれに伴う緊急経済対策の対応に専念するため、今年度は実施しないこととする。
- (4) チームは、当該事業が事業目的に照らして真に効率的・効果的な支出となっているか等について、事業主管課室長が作成し中間公表された全ての行政事業レビューシートに基づき副統括責任者を中心に点検し、同点検結果を「行政事業レビュー推進チームの所見」にまとめる。点検に当たっては、概算要求内容の検討と併せて実施することとし、また外部有識者による書面点検対象事業については外部有識者の所見における評価結果を活用する。事業主管課長は、チームの所見を踏まえ、所要の改善を行う。
- (5) チームは、副統括責任者を中心に（4）で実施する点検及び改善の結果を次年度予算概算要求及び予算執行等に反映させるとともに、点検終了後、これらの結果を行政事業レビューシートに反映の上、原則、10月上旬までに経済産業省 HP において公表する（最終公表）。
- (6) 事業主管課室長は、自らが主管する基金及び基金事業等について以下の取組を行う。その際、チームのメンバーは以下の取組が適切に行われるよう事業主管課室長を指導する。
  - ・基金シート、地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業等の正確な現況把握等
  - ・基金シート、地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
  - ・基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備
- (7) レビューの取組を通じて明らかになった制度的課題について、チームにおいて副統括責任者を中心に解決策を検討し、必要な措置を講じる。

#### 4. レビューの実効性向上のための取組

- (1) 行政改革推進本部事務局を通じ、事業の見直しに関する国民からの意見募集を行う。
- (2) レビューと政策評価を一体的に実施し、効果的・効率的な点検を行う。
- (3) 国民に対する情報開示及びレビューによる点検結果の概算要求への反映状況の検証等に活用するため、レビュー対象となる令和元年度事業のほか、令和2年度新規事業及び令和3年度新規要求事業についてもレビューシートを作成の上、公表する。
- (4) 外部有識者点検終了後に外部有識者が、レビューの取組に関する改善点等を大臣、副大臣又は大臣政務官に対して直接講評を行う。なお、新型コロナウイルス感染症の流行及びそれに伴う緊急経済対策の対応状況等により、実施が困難な場合はこの限りではない。

#### 5. 令和2年度の取組のスケジュール

- |       |   |
|-------|---|
| 5月    | 令和2年度「行政事業レビュー行動計画」決定                                 |
| 7月    | 外部有識者による書面点検<br>行政事業レビューシート中間公表<br>基金シート中間公表          |
| 8月    | サマーレビュー（チームによる点検）                                     |
| 9月末   | 概算要求書提出   |
| 10月上旬 | 行政事業レビューシート最終版の公表<br>レビュー結果の概算要求への反映状況の公表             |
| 10月末  | 基金シート最終版の公表<br>地方公共団体等保有基金執行状況表の公表<br>官民ファンド等出資状況表の公表 |

(以上)